

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルについて

一祐会 藤本病院

《目的》

形式的な疑義照会をなくすことで、保険薬局での患者待ち時間の短縮、処方医および薬局薬剤師の負担軽減を図る。

《概略》

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務である。患者個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案は重要であるが、一方で、形式的な疑義照会も多く、患者・処方医師・薬局薬剤師それぞれに負担をかけている場合がある。

そこで当院では、平成 24 年 5 月 14 日(平成 24 年 6 月 4 日運用開始)から平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会事前合意プロトコル」の運用を実施した。

この度、現状に沿って内容を見直し以下の通り改訂すると共に名称を「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」に改める。

《運用方法》

- ① 院外処方箋に関わる個別の処方医への疑義照会不要例を定めたプロトコルを作成する。
- ② 地域の薬剤師会と合意書を取り交わす。地域の薬剤師会に加入している薬局は、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項*に規定する医師の同意が得られたものとして扱う。

*薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。
- ③ 地域の薬剤師会に加入していない薬局については、希望や必要性に応じて個別に薬局管理者と合意書を取り交わす。
- ④ 薬局薬剤師は、プロトコルに基づいて変更した内容について、事後に「服薬情報提供書」または「残薬情報提供書」に記載し、藤本病院薬剤科宛に FAX で連絡する。
- ⑤ 薬剤科薬剤師は、情報提供書の内容について、薬学的知見に基づく判断の可否について検討する。
- ⑥ 薬学的知見に基づく判断が必要な内容については、薬剤科薬剤師が必要に応じて処方医に報告、その後は疑義照会手順に従う。
- ⑦ 上記⑥以外については、薬剤科職員が情報提供書を電子カルテにスキャン取り込みし、原本は医事課に提出する。薬剤科薬剤師が内容を電子カルテの患者掲示板に入力、オーダ修正が必要な場合には薬剤師が代行修正する。
- ⑧ 代行修正した場合には、薬剤師が処方医にメールを送信し、処方医は事後に承認する。

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

一祐会 藤本病院

《処方変更に関わる原則》

- 先発医薬品において「変更不可（医療上必要）」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。

1. 処方変更・調剤後の連絡方法

「服薬情報提供書(トレーシングレポート)」または「残薬情報提供書(トレーシングレポート)」に記載し、以下の藤本病院薬剤科宛番号へFAXで連絡する。

FAX 番号:072-824-1305

2. 問い合わせ不要例

(1) 成分名が同一の銘柄変更

例:フォサマック錠 35mg → ボナロン錠 35mg

アレンドロン酸錠 35mg「トーフ」

※先発医薬品同士でも可能

※必ず患者さんに服用方法や価格について説明し同意を得て変更してください。

(2) 内服剤の別剤形への変更

① 錠剤(普通錠)、OD 錠、OD フィルム、カプセル剤、丸剤

② 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤

③ 液剤、シロップ剤、ゼリー

①、②、③グループ内および他のグループへの変更可

※用法・用量及び体内動態が変わらない場合のみ可とする。

※外用剤の剤形変更は不可とする。

※必ず患者さんに変更や価格等について説明し同意を得て変更してください。

(3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例: 5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠

10mg 錠 1回0.5錠 → 5mg 錠 1回1錠

※必ず患者さんに服用方法や価格について説明し同意を得て変更してください。

(4) 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその反対への変更。但し、抗悪性腫瘍剤を除く。

ワーファリン錠 1mg 2.5錠(粉碎) ⇔ ワーファリン錠 1mg 2錠
0.5mg 1錠

※安定性のデータに留意すること

※必ず患者さんに服用方法や価格について説明し同意を得て変更してください。

(5) 一包化指示がない処方でも、以下の理由がある場合には一包化調剤をする。

- ① 服薬アドヒアランスが悪く、一包化することによりアドヒアランスが向上すると判断した場合
- ② 手先が不自由である等の理由により、一包化調剤が望ましい場合
- ③ 患者が希望する場合

※必ず患者さんに服用方法や価格について説明し同意を得て変更してください。

(6) 湿布薬や塗布剤等の外用剤で、処方総量が変わらない場合の規格変更

例:ロコイド軟膏 0.1%5g 2本 ⇔ ロコイド軟膏 0.1%10g 1本

カトレップパップ 70 mg(5枚入り)×7袋

⇔ カトレップパップ 70 mg(7枚入り)×5袋

(7) 隔日投与等の指示がある薬品や週1回服用製剤、月1回服用製剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化(薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合)

(8) 残薬調整に関する疑義照会不要例(但し、麻薬に関するものは除く)

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮して調剤すること

例:マグミット錠 330 mg 30日分 → 27日分(3日分残薬があるため)

マイザー軟膏 0.05% 5g 3本 → 2本(1本残薬があるため)

※残薬調整を行った場合は、「残薬情報提供書」に必ず残薬が生じた理由の記載をお願いします。

※院外処方箋の備考欄の「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は除く。この場合、指示通り疑義照会が必要です。